

平成 21 年度 第 6 回東京都高等学校体育連盟研究大会

【日時】平成 22 年 2 月 20 日（土）

【場所】目白大学

【講演録作成】岸卓巨

\*\*\*\*\*  
\*\*\*

## 「スポーツ・運動指導でのリスクマネジメント」

REGISTA 有限責任事業組合 代表  
スポーツ法務事務所／谷塚行政書士事務所 代表  
行政書士

谷塚 哲

\*\*\*\*\*  
\*\*\*

皆さん改めましてこんにちは。今日はこの席に立たせていただきましてスポーツ指導者のリスクマネジメントということで約 1 時間お話をさせていただければと思います。私は REGISTA 有限責任事業組合の代表をしております谷塚と申します。どうぞよろしくお願ひします。皆さんご存知の通り、昨今スポーツ活動中の事故や怪我というものに対する指導者側の責任について昔もあったのですが、新たな判例が出るなど新聞紙上を賑わせている経緯があるかと思ひます。そのような中で、当然従来あったこととはちょっと違う考え方だったり、昔はそんなに大きな問題にならなかったことが大きな問題になってしまう時代に来ております。お子さんや保護者の方たちの意識もどんどん変わってきて、逆に言う指導する側もしっかりと知識なりリスクマネジメントというものを分かった上で指導していかないとなかなか厳しい状況になっているのが現状かと思ひます。そんな中で今日はリスクマネジメントということを中心にお話をさせていただければと思います。

### I. スポーツ活動中のリスク

まずリスクマネジメントをお話する前段階で、スポーツ活動中の事故や怪我というものをもう 1 度皆さんとおさらいしていければと思います。当然もう皆さんご存知のようにスポーツって危険であるということをご理解いただけていると思ひます。スポーツにリスクがないかという当然そういうことでは全くないんですね。例え同じ 1 時間でも外で運動している 1 時間と読書をしている 1 時間とではスポーツをしている 1 時間の方がケガや事故が起きるリスクは高いはずで、このように、スポーツってそもそも危険なんです。安全ではないんです。リスクが付き物なんです。どういう状況でケガや事故が起きるか

いうと、まずは当然スポーツは体を動かします。相手よりも1秒でも早く、1歩でも早く、1cmでも高く。こういうような状況の中で、当然トップスピードでぶつかり合う。相手とすごい衝撃でぶつかる。こういうような中で怪我や事故が起きる可能性は当然考えられます。また、練習中、練習なんていうのは特に体の筋力をもっと上げなければ、スピードをもっと上げなければということで、ちょっとオーバーワークしてしまう。やり方がちょっと間違ってしまう。そういう状況の中で事故や怪我が当然考えられると思います。もしかしたらスポーツ活動中の事故や怪我の多くはこのパターンかだと思います。そして2つ目です。スポーツを行う用具での事故や怪我。皆さんもうご存知の通りスポーツ活動時間中に使う用具って意外と重かったり硬かったり、尖ったり、壊れやすかったり。こういう物って意外と多いと思いませんか。それが予期せぬ状況でぶつかってしまい怪我をしてしまった。あとは、それが壊れてしまった。その破片が刺さってしまった。そこでバットを振るなよと言っているのに子どもたちが振ってしまった。こういうような用具での事故や怪我というのも当然考えられると思います。さらにスポーツには施設での事故や怪我もあります。用具と同じような意味かと思うのですが、例えばグラウンドに穴が開いている。石が転がっている。バスケットゴールが急に倒れてきた。サッカーゴールが急に倒れてきた。こういう施設の不備によって当然事故や怪我が起きる可能性があるということになります。さらにスポーツ活動中には、外的な要因で事故や怪我が起きる可能性があります。外的な要因で1番簡単なのは暑さ・寒さ。雪・雨・風。こういうような外的な要因。さらには、やっている本人たちの健康状態。こういうものに関して事故や怪我が起きる可能性があります。これは単純に僕が4つくらいに分けているだけで、もっと細かく分ければもっといろいろな状況で事故や怪我が起きるというのがスポーツの考え方だと思います。ですから、スポーツってそもそも安全じゃないんです。危険なんです。リスクが付きまとうんです。ですが、スポーツをやる度にこんな事故や怪我が起こっていたら当然皆スポーツやらなくなっちゃいますよね。運動やらなくなっちゃいます。場合によっては非常に矛盾点があるんですが、要はリスクがあると言われるスポーツをやる上でどれだけこのリスクを避けられるか。スポーツ指導者というのは常にリスクのあるスポーツにおいていかにリスクを起こさせないか。そういうところが当然皆さんの指導には問われてきます。ですから、スポーツを教えるというのは非常に難しいことなんです。いかにリスクを起こさせないかということを考えていかないといけない。

そして、スポーツに内在する危険というお話しを少しします。例えば、僕はずっとサッカーをやっていたのでサッカーの例でお話しさせていただきたいんですが、例えばサッカーの試合中に相手の足を蹴ってしまっって骨折させてしまいました。これはよくあると言っても語弊があるのですが、サッカーでは考えられる話なんですね。ですが、この状況において直ちに誰が悪い、誰の責任だ。損害賠償が云々。なんていうことにはほとんどならないのが現実だと思います。ですが、一度ピッチの外に出て道端で相手の足を引っ掛けて骨折させてしまったら、これは直ちに損害賠償だ。誰の責任だ。傷害罪だ。なんていうこと

に当然繋がって来る話しです。このように同じように相手の足を引っ掛けて怪我をさせたということでも、スポーツ活動中ではその責任をほとんど問われることがないのが現実です。ただ一般の世の中であればその責任が問われることもまた事実です。じゃあなぜスポーツ活動中においては、その責任を問われることがないのか。無いと断言してしまうのも語弊があるのですが、なぜそう多くはないのか。これはスポーツ活動中の事故や怪我を考える上である1つの見解があるんですね。先ほど僕がスポーツって安全じゃないんです。危険が付きまとうんですというお話しをしました。スポーツってそもそも危険なものなんです。その危険なものに参加する参加者というのは、原則その危険を承諾して参加していると考えるのがスポーツ活動中の事故や怪我に対する一般的な考え方なんです。ですから、そのスポーツを行った上で、起きてしまった事故や怪我についての責任は原則自己責任であると考えるのが、スポーツ活動中における事故や怪我に関する大原則だと思ってください。ですから、スポーツ活動中に起こってしまった事故や怪我の責任を直ちに誰かに問わなくてはいけないというのではなく、「これは自己責任でしょ」ということになるんですね。ただ1つだけ制限があります。そのスポーツの競技規則に則った上で起きてしまった事故や怪我というのが原則になります。ですから、その競技規則で予期していなかったもの、ルールに載っていないもの。こういう状況で起きてしまった事故や怪我の責任は、その責任を問われることが当然あります。原則論としてそのスポーツの競技規則に則った上で起きた事故や怪我は自己責任と考えるのがスポーツ活動中の事故や怪我における基本となる考え方です。ですから、皆さんも今まで大きな事故があったとしても直ちに誰が悪い、誰の責任だということにならない。これが、スポーツ活動中の事故や怪我の大原則だと思ってください。

ただし、これで全部済んでしまえばリスクマネジメントなんて要らないんですよ。要は全部がこれでは済まないんです。やはりいくつか例外。その責任が問われるケースがある。じゃあこの責任が問われるケースはどのようなケースかと言うといろいろなケースがあるんですが、1つ参考になる判例があるのでお話ししたいと思います。これは実際に起こった事件なんですが、地域親善のソフトボールの大会が行われました。地域親善なので男女混合で行いました。キャッチャーが女性でした。ランナーが男性でした。今思えばなぜキャッチャーというポジションを女性がやったのかというのはあるのですが、地域親善なので皆で楽しんでやりましょうということでスタートしたんです。実際にバッターがヒットを打ってランナーがホームベースに入ってくる時に、キャッチャーの女性とランナーの男性がぶつかって女性が怪我をしてしまったという事件があったんですね。野球やソフトボールをやっている方なら分かるかと思うんですが、野球やソフトボールはホームベース上でクロスプレーがあることは当たり前の話で、それが一々誰が悪い云々言っていたら野球やソフトボールが成り立ちません。ですからこれも自己責任なんじゃないのと考えたいんですが、実はこの事件裁判になって結局裁判官は最終的に男性も悪いですよ。男性も一部治療費を払いなさいと言ったんです。要は、スポーツ活動中の事故は原則自己責任で

すよというところを認めなかったんです。なぜか。今回怪我をしたのは女性であって怪我をさせたのは男性である。ここには明らかな体格的な差があります。さらにこの試合というのが地域親善のために行った試合です。相手より 1 点でも多く取って勝つことが目的ではないんです。このように地域親善で皆で楽しくやってみようという趣旨の試合においては、たとえ 1 点を取ることを犠牲にしても体格的に有利だと考えられる男性は体格的に不利だと思われる女性に対して事故や怪我が起こるかもしれないと思いながらプレーしないと、当然これは自己責任では済ませませんということです。スポーツ活動中の事故や怪我は原則は自己責任なんです。ただし、今の判例で言うと、明らかに体格的な差がある場合。明らかにこの試合、この練習は 1 点を多く取ることよりも皆で楽しむことが中心という場合。こういう状況下においては当然全て自己責任では済まされません。

さらに、自衛隊の柔道の試合で起きた事件がありました。柔道を始めた初心者の方と有段者の方が試合をするという場面があったんですが、当然これ有段者の方が軽く 1 本背負いで勝っちゃったんですね。それで、運悪く初心者は受身が取れず頭を打って死亡してしまったという事件があったんです。柔道で有段者の方が反則をしたとか、殴ったとかじゃないんですよ。ちゃんとルールに則って投げ技をしたにも関わらず死亡してしまって、でもこれは結局裁判でこの試合内容を決めた先生と学校が悪いと言ったんです。なぜかと言うと、こういうような試合とかイベントを企画する者、この場合は先生とか学校側ですよ。こういう人たちというのは、そこでやる選手なり生徒さんの経験差、実力差というものもしっかり考慮した上で、練習相手や対戦相手、イベント内容を決めないといくらそのスポーツで起こった事故だとは言え自己責任とは言えませんというように言っています。

話をまとめますと、スポーツ活動中の事故や怪我というのは、原則その競技規則に則っていれば自己責任なんです。これは揺ぎ無い事実なんです。ただし、そこで明らかに体格的な差があるでしょう。明らかに趣旨が違うでしょう。明らかに経験差があるでしょう。なんていうことが見えた場合には、当然自己責任ではなく、やってしまったもの、もしくは、それをやらせたものの責任が問われてくるということになります。ですから、サッカーや野球やラグビーのようなぶつかり合うスポーツを指導する場合は、本当にこの子たちにやらせて事故や怪我が起こらないか。例えば小学校の小さいお子さんなんか教える場合、結構男女混合でサッカーをやったり、野球をやったりすることがあると思います。こういう中で、本当にこの男の子と女の子を一緒にやらせていいかどうかという判断は当然指導者の中にあります。これがよくスポーツに内在する危険と呼ばれます。そもそもスポーツって危険なんだよ。リスクが内在しているんだよ。ただし、明らかに事故が起きる可能性がある場合には、当然全てが自己責任で済まされないことになりますので、ぜひ覚えておいていただければと思います。

## II. 指導者と安全配慮義務

安全配慮義務というお話をさせていただきます。たぶんもう安全配慮義務とか注意義

務とか監督義務という話しは皆さんご存知かと思いますが、少し話しを整理させていただきたいなと思います。例えば、学校の先生でいらっしゃる方も多いと思うんですが、学校や地域のスポーツクラブ、地域指導者と相対する会員さん、生徒さん、お子さんとの関係ってどういう状況なのかなというのをもう 1 度改めてここで考え直していただきたいのですが、実は皆さんと生徒さん・会員さんとの間には法律上の契約が成立していると考えられています。例えば、当然学校だと入学しますよね。生徒さんが「お世話になります」ということで入学して先生もしくは学校がその面倒を 3 年間見る。この間には在学契約が成立していると法律的には言われています。あと最近よくある地域のスポーツ活動なんかでいくとスポーツ指導契約。要はサッカーを教えてください。野球を教えてください。はいどうぞ。ということで、そこでいわゆる入会ということが行われますので、そこにはスポーツ指導契約。学校の場合だと在学契約。一般の地域活動だとスポーツ指導契約という法律上の契約が成立していると考えられています。皆さんご存知のように法律上の契約が成立するとお互いに権利と義務が発生しますよね。やらなければいけないこと。逆にやってももらえること。そして、これ法律上の契約の成立なので、それをもしやらなかったり、破ってしまったら当然その損害を負わなければいけないんです。じゃあ在学契約もしくはスポーツ指導契約の成立において、指導する側とそれを受ける生徒さん、会員さんとの間にどういう権利と義務が発生するかと言うと、まず指導する側は安全に指導する義務が発生する。逆に指導する側に発生する権利としては、お金をもらう権利ですよ。要は、入学金や年会費。こういうのをもらう権利が発生する。一方で生徒さん、会員さんは安全に指導を受ける権利が発生しているんですね。逆に、その指導を受けるためにお金を払う義務が発生しているということになります。特にこれ学校の場合は在学契約ということでスポーツ指導のみだけでなく、いわゆるお子さんをお預かりしたら 3 年間事故怪我なく安全に教育をしますよ、指導しますよという義務が皆さんには課せられてくることになります。ですから、単純に指導者と生徒、先生と生徒、チームのコーチと会員という間柄ではありますが、実は法律上の契約が成立している。そして、お互いには権利と義務が発生しているということをぜひ覚えておいてください。ですから、皆さんにはお子さん、生徒さん、会員さんの安全を守る義務があるんですよ。安全に配慮しなければいけない義務が発生しているんです。これを指導者に課せられる安全配慮義務と言われてます。ですから、指導現場で事故が起こったら義務が果たせていないんです。もうちょっと突き詰めて言えば、契約違反になっちゃいますよね。この安全配慮義務が果たせていないという状況で事故や怪我が起きれば、先ほど言ったいくつかの例外のようにその責任が指導者なりに問われてくる。一方で、これは安全配慮義務がしっかりと果たせています。いろいろ考えた結果、これは指導者の責任じゃないですよ。というふうに言われれば、逆に 1 番始めに言った自己責任という判断になることもある。要は、スポーツ活動中の事故や怪我の責任を問われるか問われないかのポイントは、この安全配慮義務が果たせていたかどうかということになってくるんです。そうすると、この安全配慮義務、どういう義務を果たせばいいんです

か。これがはっきり言えてしまえば、それをしっかり守っていればいいだけなんです、実はこの安全配慮義務というのは一律に例えば何々をしているから、こうやっているからということで図るということではなくて、どちらかという、その対象者がどういう状況だったか、どういう年齢だったか。こういうような事で、皆さんに問われる安全配慮義務の度合いが変わってくるというのが現実です。例えばいくつか判例をお話しします。

4歳の男の子が幼稚園の綱引きの授業中に、綱に親指が挟まってちぎれてしまったという事件がありました。その経緯はさておき、これ裁判が起こったんです。そうしたら、裁判官は幼稚園の先生が悪いと言いました。なぜか。4歳というとまだ幼児ですよ。赤ちゃんですよ。こういうお子さんを指導する側、先生、幼稚園はいつでも直ちにその場に駆けつけて、その事故を静止させる。これが問われる安全配慮義務ですよと言っている。一方で、15歳の高校生の野球部の男の子が川に落ちたボールを取りに行き運悪く流されて死亡してしまったという事件がありました。これも経緯はともかく裁判が起こったんですが、これ自己責任だったんです。学校側に責任ないとなったんです。なぜかと言うと、この男の子はそこに川が無くて落ちたんじゃない。要はあること分かって、靴も脱いで綱を持って行っているんですよ。要はそこに川があって自分から行っていることは見て分かります。さらに、高校1年生というのが、日本においては確実に15歳以上でしょ。15歳も越えればそこで何が起こるかは自分で判断できるはずでしょ。こういう判断を出したんです。さらに、大学のスポーツの顧問なんかは、常にそこに何か怪我が起きそうなことがある場合は例外ですが、一般的な状況であれば年に1~2度程度安全に対してしっかりと子どもたちに注意していれば、大学生で20歳も超えているお子さんたちに対してはその程度で十分ですよと言っている判例もあります。

一言で安全配慮義務が皆さんにはありますと言ったところで、一律に「ここまでを私たちがちゃんとやっています」と言っても、相手方の年齢によって、当然「それじゃだめです」「それで十分です」と言われることがある。ですから、スポーツ指導者の安全配慮義務というのは、言葉で言うのは簡単なんです、非常に難しいです。じゃあどうすればいいか。やはり皆さんは現場でできるベストな安全配慮義務を常に果たしておかないといざ何かあった時にできていないところを突かれちゃう訳です。当然裁判官もできもしないことをやれとは言いません。300m先に事故が起こりそうなことがあって1秒で駆けつけろなんて当然言わないんです。ですから、現場で皆さんが出来うるベストな安全配慮義務を常に果たしておかないといけない。いざ何か起きた時に私たちは現場でできる最善のことをやっていたということを皆さんが証明できるかなんです。当然できないことをやれとは言いません。やはりどこかに法律論からすると突かれちゃう部分が残ってしまうのでその責任が問われることがあるということになります。

そして、この安全配慮義務。予見可能性があったかどうか。もしくは回避可能性があったかどうかということがよくポイントとして見られます。このまま注意しなければ何か事故が起こりそうだなと思ったのに何もしなくて事故が起これば、これ予見可能性を果た

していませんよね。あの時面倒くさがらずに自分が現場に行って見ていれば起こらなかったのに、ちょっと面倒くさがって生徒たちに任せてしまった。それで事故が起きました。これ回避可能性があったにも関わらず回避しなかったということでその責任が問われることもある。ただし、毎日先生が部活動に出て行かなければいけないということでもないんです。過去の判例を見ると毎日いつでも1秒たりとも欠かさず出なければいけないということまでは裁判官は言っていない。自分たちが部活動に出なければ出ない時なりに事故や怪我が起こらないような教育、生徒への指導をどれだけしていたかということが問われてくるわけですよね。当然学校の先生ですから毎日出られませんよね。じゃあ自分がいない時に、この子たちにはどこまでのことをやらせても大丈夫か。これ以上のことをやらせちゃいけないということをしっかり周知徹底して指導できていたかということが問われてくることになります。ただし、この予見可能性、回避可能性のみでその責任を決めるわけではありません。ポイントはこの予見可能性、回避可能性、安全配慮義務というところが問われるのですが、最終的に誰に責任があるのかというのはこれをも含めた全部の事情を考慮します。ですから、これだけで責任がどうこうという訳ではないんですが、ぜひ覚えておいて欲しいポイントは安全配慮義務ということ。そして、そこには回避可能性があったか。予見可能性があったか。そして、さらにはその状況全て含めて最終的にその責任が問われてくるということになります。

あと、指導者に問われる安全配慮義務の中には事前説明という部分も入ってきます。今からやる競技、今からやるスポーツに対してどういう危険性があるのか、どういうことを注意しなければいけないのかということをしっかり生徒さんなり会員さんに伝えた上でスポーツ指導をしなければいけないということが問われてきます。ですから、いきなり1年生の子に急に今からサッカーの試合をやりましょう。はい、やってください。で、事故が起こったときに1年生の子がサッカーの試合をして大丈夫なんですか。ちゃんとこういうことは守りましょう。こういうことは危険だから止めましょうという説明をしたんですかということが問われてくることになると思うんですね。

あと次にはレベル分けですね。先ほど実力差・体格差という話もしたのですが、例えば1年生の子を急に6年生の子の活動に加えて、本人がやりたいと言ったからやらせました。そこで6年生のお兄ちゃんに吹っ飛ばされて大怪我しちゃいました。果たしてこれ本当に指導者として適切だったのかということが問われてくると思います。その1年生の子が1年生にも関わらず身長183cmあって、体重70kgあって、体格的にすごくてもう6年生の子と同じくらいだよ。できたんですよ。というのであれば、実力を伸ばすために上のクラスに入れるということはあるだと思えます。でも、これどう考えても無理でしょ。6年生の子とやったら無理ですよ。という状況であれば、やはりなぜOKしたんですかという責任が指導者に問われてくることになるんですね。スポーツ活動中って自己責任ということが通説としてちゃんとありますので、以外とざっくりと分けてしまうケースがあるんですよ。4年生から6年生までは一緒とか。こういった時に、当然全部の方法が悪いとは言

いません。実力を伸ばすために4年生の子を6年生の子の中に入れることはありだと思います。でもその前提にこの子たちに本当に事故や怪我が起こらないかどうかということ判断することが皆さんには必要になるかと思います。

あと、人員配置というのが非常に重要です。こんな事件がありました。最近、東京でマラソンが流行っていますよね。今全国的にマラソンが流行っているのでちょっとお話ししたいんですが、学校のマラソン大会で生徒が途中で倒れて死んでしまったという事件があったんですね。これ裁判になったんですけれども、学校側はちゃんと例えば500m置きに20人、30人の先生を配置していました。その先生と先生との間、いわゆる見えない部分で倒れて死んじゃったんで、私たちはしっかりと安全配慮義務を果たしていましたという抗弁をしたんです。しかし、やはり学校側の配置ミスだという結論になりました。要は、いくらちゃんと配置をしたからと言ったって、ただそこに突っ立って見ていればいいという話ではない。要はマラソン大会などで言うと1番最後の生徒が通ったんだったら少なくとも最後尾にいた先生は次のところまでちゃんと見に行き行ってバトンタッチするのが、ある意味しっかりとした人員配置だよと言っています。ただ単に人を揃えて置いておけばいいというのは安全配慮義務じゃないんです。しっかりと死角がないように人員配置なり、その運用をしていかないと。ただ単に人数揃えておけばいいかということと当然そういうことではない。30人の子を教えるのに1人しかいないというのは、良いか悪いかは別にして事故や怪我が起こる可能性は高いと思います。でも、逆に10人教えるのに30人指導者は必要ないわけでこの辺はしっかりとした人員計画、人員配置というのが必要になってくるのかなと思います。

あと、健康への安全配慮義務ということが最近非常に注目されています。特に小さいお子さんを教える場合というのは、なかなかお子さんから「気分が悪いです」「足が痛いです」ということを言うケースがないですね。逆に足が痛くてもサッカーが楽しいからこのまま続けちゃうとか、ここで弱音を吐いたらレギュラーから外されちゃうなんていう考えで続けちゃう小さい子って多いと思います。その時に〇〇君はいつもとちょっと様子がおかしいとか、足を引きずっているとか、顔色が悪いななんていう状況があるのであれば、指導者の側からしっかりと止めさせる。注意をする。これも皆さんに問われる安全配慮義務だと言われています。自分から言いに来られる年齢になれば先ほどの野球部の例じゃないですけど、自分で判断できたでしょと言われることもあると思うんですが、特に小さいお子さんを教える場合には、なかなか自分から言ってくることは少ないと思いますので、その辺にかかる皆さんの責任は当然大きくなっていくことになります。

健康への安全義務の中で続いては熱中症についての話です。熱中症は昔からあるお話だったんですが、最近温暖化の影響かどうか分からないですけど、夏が暑くなってきて、また一般生活の中でも熱中症というものが、老人の方が家の中で亡くなっていたりする事故が多くなる中で、やはりスポーツ指導と熱中症の関係が注目されています。僕はお医者さんではないので熱中症云々という話はしませんが、覚えておいてください。過去の熱中

症の死亡事例では11月や2月の死亡事例があります。なんとなく熱中症は暑い時期だけ夏場だけというイメージが正直あると思います。でも過去の死亡事例を見ると寒い時期でも熱中症で死亡しましたという事例はあるんです。ということは、冬の時期でも皆さんの頭のどこかに熱中症というものが入っていないといざ寒い時期に熱中症で死亡しましたという時に、「寒い時期に熱中症なんてあると思いませんでした」というのは言い訳にはならないということになります。先ほど健康への安全配慮ということで、小さい子ってなかなか言えない、言いにくいっていうお話をしました。特に熱中症の過去の判例を見ると言えずにそのまま子どもが倒れて死んでしまったというケースが結構多いんですよ。あともっと最悪なのが、1回言ったんだけど休憩させてくれないでそのままやらされて死んじゃった。これは1番最悪なケースだと思います。僕もスポーツをずっとやって来ているので、小さい頃を思い浮かべるとそうだったんですが、ここで休ませてくださいとか、本当に辛いんで休憩させてください。なかなか子どもの側から言えないのが現状だと思います。特に今日僕がこの前にお話しさせていただいたトップレベルの全国大会に行くようなお子さんたちなどは、例えば何かそこで一言言ったらレギュラーから外されちゃうんじゃないかとか。コーチからお前弛んでるんじゃないかなんていうことが言われるのが怖くて無理してやってしまう。我慢してやってしまう。これで死亡事故に繋がるケースが結構多いです。後でもお話しますが、実は熱中症にかかってもそれに気がつかない。気づいても対策を取らないで死亡してしまった場合、皆さんの刑事責任も問われるケースは多いです。ですから、子どもたちの側から言いだしやすい環境作りというのもこれからは必要になってくると思います。当然中にはサボりたい奴もいると思います。そこはしっかりと見極める中で人の生死にも繋がる話ですから子どもたちの側からも言いだしやすい環境づくりが必要になります。例えばグラウンドのどこかに水を置いておいていつでも飲みなさいとさせておくなど色々な方法はあると思います。この熱中症は最近非常に多く、色々な対策が取られていますが、学校現場のスポーツということを考えると夏場に集中するというケースが多いと思いますので、ぜひこの熱中症対策には注意をしていただきたいと思います。

そして、さらに皆さんへの責任の中で昨今は天災、雷なんていうところに関しても皆さんの責任が問われることが多くなっています。もう皆さんご存知かと思うのですが、つい最近、雷が生徒さんに落ちてその責任がその生徒さんが所属していた学校とそのサッカー大会を企画した市の協会に問われ3億7000万円の損害賠償の責任が決定しました。大阪で起こった事件ですね。この判決が出たおかげで今スポーツ現場は大荒わになっています。サッカー協会はすぐに雷に関する指針というものを出していますし、日体協含めて雷の対応に関しては皆さん非常に敏感になっていると思います。その雷の判例で、なぜ最終的に指導者側、大会企画側の責任になったかという、やはりその当時雷に関する知見はもう色々な本で出ていたと。指導者や学校側というのはそれを知っているべきですというのがポイントになったそうです。要は、その当時の科学的知見に照らし合わせて皆さんある程度知識を持っておかないと先ほどの熱中症の例じゃないですけど「知りませんでした」「分

かりませんでした」というのはなかなか言い訳として通用しない時代になってきてしまっています。雷は金属を付けていたからと言って落ちる訳じゃないそうですね。僕もつい最近雷に関するシンポジウムに出させていただいてあるお医者さんから聞いたんですが、逆に金属を付けておいた方が良い場合があるんです。なぜかというと、雷が落ちた時に全部金属に集中してくれるという考え方もあるみたいですね。ただ、背の高いところには必ず落ちるそうです。こういうことに関していろいろな知識やデータが日々アップデートされている今の世の中ですから、できれば定期的にそういうものに関する勉強会とか知識の共有というものは指導する側にとって必要になってくるのかなと思います。あと、雷や台風に関して中止するかどうか現場の一指導者が決められることでもないと思います。ですから、しっかりと緊急事態になった場合に誰が判断をするのかという責任者なり、誰もが共有するルールを現場では作っていただきたいと思います。毎日や毎週やっているようなスポーツ指導であれば、今日止めても来週できるねということになるんでしょうけど、例えば年に1回しかやらないイベント。これ中止するのって結構大きい決断ですよ。その時に、実はこの大会はこうなったら中止するんだということが、事前に決まっていれば皆さんの合意の中で中止することも簡単にできると思いますね。雷や台風、突風などいろいろあると思うんですが、こういう天災に関する知識もこれからはスポーツ指導者に問われる時代になってきていますので、これも安全配慮義務の中に入れておいていただければと思います。

### Ⅲ. 免責同意書

スポーツ活動中の事故や怪我において、免責同意書って結構言われることが多いと思います。要は簡単に事前にこの活動で起きた事故や怪我の責任は一切負いませんという一筆を取っておけば大丈夫でしょ。これに先にサインしておいてもらえれば、もし何かあった時にそれを見せればいいじゃないですかという方もまだまだ多いです。これは免責同意書なんて呼ばれるんですが、実は日本の法律上免責同意書の効力ってその一文だけではほとんどないということを皆さんご存知かと思います。その一筆もらっていたところで、じゃあどうなのっていう話だけなんです。要はそこで責任があるかないかは、先ほど言ったように安全配慮義務・予見可能性・回避可能性全部含めて、全部考慮してどちらの責任か決めるのが日本の法律上の考え方です。免責同意書は、消費者契約法や民法上無効であるという風に言われています。消費者契約法第8条に、参加者の不利益を一方的に免除する条項は無効という条項があります。民法も第90条に公序良俗に反する契約は無効という、いわゆるスポーツを教える人が参加者のリスクを一切負わないのは法律上公序良俗違反だと考えられることが多いんですね。ですから、この一筆を取っているだけじゃ何のリスクマネージメントにならない。当然先ほどから言っているように皆さんの安全配慮義務というところがしっかりと見られてきてしまいますので、ぜひこの一筆もらったから大丈夫ですという考え方を捨てていただいて、いくらもらっていてもしっかりと皆さんの安全配慮義

務は問われてくることを覚えておいてください。しかし、もらっておいても問題はないです。逆に何かスポーツ活動をやる場合には、もらっておいた方が良いと思います。なぜかと言うと、スポーツ活動中の事故や怪我というのはどんなに皆さんが注意していたって本人のやる気次第とかで起こる時は起こっちゃうんですね。その時にある意味そのお子さんや保護者の方たちへの注意付け、少しでも参加者とかその保護者の方が「責任取ってくれないなら気をつけようかな」と思ってくれるようにという意味では効力はあると思います。ですから、もらうことは何ら法律違反でも何でもありませんが、実際もらったからと言って全部の責任が免除されるかということそうではないということをぜひ覚えておいていただければと思います。

あと、学校現場ではなかなか無いのかなとは思いますが、例えば地域のスポーツ活動でボランティアの方にお手伝いいただくケースもあると思うんですが、実際ボランティアの指導者がやって事故や怪我が起こった場合、残念ながらその責任はボランティアの方にも問われることになります。お金をもらっていないことと責任は正直イコールではないんです。お金をもらってなくても一人の大人がお手伝いしますと言ってやったことに関して何か起こればその責任が問われることはあるんです。ちょっとスポーツとは関係ない判例ですが、昔おばあさんが第三者の子どもをお守りしてあげるということで善意のつもりでお守りをしていたら、誤って川に落として死亡させてしまったという事件があり、裁判官はおばあさんに責任があると言いました。要は、一大人として子どもを守る義務があるでしょというところが問われてくるんです。ですから、もしかしたら親御さんに何かを手伝ってもらうことも学校の活動の中であるかもしれません。その時にボランティアだから何の責任もない。だから何の対応もしなくていいということではないのでしっかりとボランティアの方にお手伝いいただく時もそういった意味でのリスクマネジメントというのはやっておかないといけないというのがありますのでぜひ覚えておいていただければと思います。

#### IV. スポーツ事故と法的責任

スポーツ事故と法的責任というお話しをします。当然事故や怪我は起こらない方がいいのですが、起こってしまった時にその責任を問われてくる訳ですね。そうすると一般的によく言われるのが、民事責任と刑事責任の2つの責任が問われることがあります。刑事責任とはどういうことかと言うと、そのやってしまったことの罪、罰を決める。要は懲役何年とか。罰金何年とか。何とか傷害罪とか。業務上過失致死とか。こういう刑罰を決めるのが刑事責任。一方、民事責任って何かというと損害賠償です。日本の法律で損害賠償はお金でしなさいという原則なので、要はいくら賠償するかというのが民事責任になります。ただし、スポーツ活動中の事故や怪我というのは、悪意によって起こる訳ではないですよ。刑事責任というのはそこに悪意があったかとか。殺してやろうとか。怪我をさせてやろうとか。そういうところがあったかがポイントになってくるので、実はスポーツ活動中

の事故や怪我で刑事責任を問われることは多くないのも現状です。ですから、いわゆる民事的な責任。いわゆる損害賠償ということで、その責任を問われることがあります。ただし、先ほど言ったように熱中症とか、要は対処できるのにそれを放置しておいたとか、訴えてきているのに突っぱねてそのままやらせて事故や怪我が起こった。よくこういった場合に刑事責任を問われるケースがあります。結構調べるとスポーツ活動中の事故でも刑事責任を問われるケースが出てきていますので、あながちゼロではない。ただ多くは、ある意味偶発的にやむを得なく起きてしまった事故の中で民事責任ということで損害賠償が問われるケースがあります。また、公務員では行政的な責任を問われるケースもあります。このように、法的な責任が皆さんには掛かってくるということになります。例えば、一指導者個人の責任が問われる場合には、例えば不法行為という責任が問われている。不法行為という個人の責任が問われた場合は、ほぼ例外なく、その個人が所属していた組織の責任も一緒に問われる。これよく使用者責任なんて言われます。これはどちらかというと民間の話です。皆さんのような学校の先生、公務員の場合は、国家賠償というところで学校やもしかしたら市や県と一緒に責任を負わなければいけないということにもなってきます。民間であれ、公務員であれ、現場で起こしてしまったことの責任はだいたいのケースで組織の責任も連帯して問われますので、現場の一指導者がやったことということである意味トカゲのしっぽ切りということとはできない。要は指導者も先生も学校も、もしかしたら県も含めて安全管理というものを考えていかないといけない。先ほど雷の判例でお話ししますと、最終的にその責任があると言ったのは、その子が所属していた学校とその大会を主催した協会の責任ということになったんですけど、確か訴えた時はもっと県くらいまで訴えたはずなんですよね。要は、裁判官がそこまでの責任はないでしょということで、最終的に学校とその協会の責任にしたというようなことがあるので、訴える時はたぶんそこまで訴えられると思います。こういった法律的な責任が皆さんに問われてくるということになります。

## V. スポーツ指導と体罰・セクシャラハラスメント

次にぜひお話しさせていただきたいのがスポーツ指導と体罰というお話です。昨今では相撲協会の「可愛がり」の問題だったりというのがまた出てきて、スポーツと体罰みたいなところがもう 1 度クローズアップされる時代になってきました。ただ、僕も高校時代先生から愛の鉄拳を食らった時代なので分かるのですが、スポーツ指導なのか体罰なのか明らかなものは別にして、その境界線があやふやな場合も多いと思います。当然スポーツって良い意味で上下関係がある。先生の指導がある。きつい練習がある。これを良い意味で考えたらスポーツには必要な場面だと思います。でも、悪い意味で考えちゃうと体罰とか傷害罪とかいうように考えられてしまう場面もある訳です。例えば体罰ということを見ても、その境目というのが非常に難しいということなのでスポーツと体罰という問題はなかなか消えない。相撲のあの部屋の死亡事故だって未だに理事長は指導ですって言う

ているみたいです。ですから、そこに非常に曖昧な部分があるので、なかなかこの問題が解決しないところなのかと思います。ただ当然子どもたちが悪いことをしたら叱らないといけませんよね。これは教育的にスポーツの観点から見ても叱らないといけないと思います。たしか学校の先生には学校教育法に叱る権利というものもあったと思いますし、あと民法では親に叱る権利というものもあります。ですから、子どもたちが悪いことをしたらやっぱり叱るべきだと僕は思っています。ただ、その叱り方です。たしか調べてみると文科省ではいわゆる身体的な打撃は当然だめです。殴る蹴るもだめです。要はこういった体罰はいけませんと言っています。叱ってもいいけどその叱り方が体罰ではだめですと言っています。じゃあ体罰って何。当然、殴る蹴るはもちろんなのですが、例えば居残りとか空腹とか正座とか精神的なものだったりというものも体罰に入りますと、僕が見た限りでは紙に載っていたと記憶しています。ですからはっきり言えることは、いくら教育的に叱ると言ってもやっぱり体罰はいけないということなんですかね。ただ、あまりにもそれにびくびくしながら怒れない叱れないというのも教育じゃないと思いますし、やはりスポーツの教育上良くないと思いますのでそれに関しては皆さんの中でしっかりと線引きをしていただいてやっていかないと、スポーツと体罰という話はなかなか解決しないのかと思います。

あと、体罰と同じようにスポーツ指導現場で法的に問題になっているのがセクハラハラスメントの事です。ご興味ある方は調べていただけるとすぐに出てくると思うのですが、過去のスポーツとセクハラ裁判事例を見ると結構あるんですね。まずセクハラって何というところなんですけど、セクハラって大きく分けると対価型と環境型という2つに分かれるそうです。対価型って何かというと上の地位の者が下の地位の者に性的な要求をする。それを断ったことに対して不利益な扱いをする。環境型って何かというと例えば女性1人で周り10人男性だったとする。周りの男性が女性に気を使わず性的な話をする。女性が嫌がっているような話をする。そして、その女性はもうこんな所嫌だと思ってしまう。こういうものが環境型のセクハラと言われています。スポーツの現場では今話をしたようなことって結構あるのかなと僕は思います。それは悪い意味ではなくて、ある意味上の者と下の者、教えるものと教わる者。こういう関係性ってスポーツの現場ではありますよね。例えば、男女あるような競技では女の子がいる場で男の子が急に着替え出しちゃったりすることってまだまだあるのかなと思います。スポーツ指導とセクハラということに関しても先ほどの体罰と同じように明らかなものは別ですが、その境目が難しいという場面が当然あると思います。当然スポーツ指導には体を触ってやる場合もありますし、指導者の中にはマッサージをするというものもあると思います。あまりにもそこがバサッと切られて体には指一本触れません。マッサージもしませんというものもスポーツ指導からしてみると悲しい現実かと思います。スポーツ指導とセクハラということに関しては、確か日体協でも「スポーツ指導におけるセクハラハラスメントのガイドライン」というものを出しています。僕が記憶している限りだとむやみに体に触るなどか、宿泊を伴う場合には別々の棟

に泊まりなさいとかいろいろあるんですよ。

一応紙ベースでは体罰についてもセクハラについて載っているんですけども、でもスポーツの現場ってそれを一義的に全部そうだと行ってしまおうとなかなか成り立たない場合もある。じゃあこの非常に難しいスポーツの現場で体罰やセクハラをどううまく解決していくかと言うと、やはり日頃から誤解されない行動を皆さんが取っているかどうかだと思うんです。要は、子どもさんや会員さんや保護者に対して皆さんがどれだけ信頼されているかどうか。コミュニケーションを取れているかどうかがこの体罰やセクハラに関する1番のリスクマネジメントだと思います。例えば同じように「がんばって来い」と言ってお尻を叩いた。Aという指導者が叩いたらスキンシップだと。私に勇気を与えてくれたと思う場合もあると思います。でも、Bという指導者が同じことをやった瞬間、セクハラだと言われてしまう場合だってあると思うんですね。これ何が違うかって生徒さんと指導者との信頼関係だと思うんですよね。こんなこと今更と言われるかと思うんですが、確かに僕らの世代でも先生に殴られたからと言ってそれが確かに自分が悪いことしたとか、これが指導なんだっていうことでやられたこともあります。でも、今のご時世なかなかそうじゃない捉え方をされる場合が多いのも現状なんです。そういった時に、やったことに対して相手にその意図が伝わっているかどうかというところが、指導者にとっては必要なリスクマネジメントになるんですよね。セクハラや体罰と言う問題に関してはスポーツ界だけでなく一般の世の中でも、なかなか根絶しない現状がある。この問題に関してリスクマネジメントとして考えておかなければいけないのは、皆さんと生徒さん、皆さんと会員さん、皆さんと保護者さんとの信頼関係をいかに構築していくかがポイントになるのかなと思います。

## VI. コミュニケーション・信頼の獲得

最後に、スポーツ活動中に事故や怪我が起こってその後訴訟に発展するというのは大きなトラブルなんですけど、このトラブルが発生する確率の多くは実はその1つの事故や怪我の大きい小さいよりもその事故や怪我が起こった後の皆さんの対応次第というところもあります。僕は最初にスポーツ活動中の事故や怪我の責任は原則自己責任というお話しをしましたよね。そもそも自己責任なんです。たとえ子どもが骨折しても、そんなのサッカーでは当たり前ですよって言ってくれればトラブルじゃないんですよ。自己責任になるんです。要はその1つの事故が自己責任で済むかトラブルまで発展するかって結構皆さんの日頃の対応や日頃から信頼関係がいかに構築されているかに掛かってくるのだと思います。ですから、1時間お話しさせていただく中で法律的な事云々とお話しさせていただいたのですが、まずベースには生徒さんや保護者さんとの信頼関係があってこそ今日僕がお話しした法律的な考え方があると思ってください。何もない中で事故が起こった途端法律論を振りかざしたってこれはトラブルになるだけです。そもそもスポーツ活動中の事故や怪我っ

て自己責任なんです。だったら多くの事故や怪我が自己責任で済んでくれれば何のトラブルにもならないんですよ。そうなるかどうかは、やはり皆さんと子どもさんや保護者さんとの信頼関係がいかにか築けているかというところになりますので、まずはリスクマネジメントとしては信頼関係を築いていただくことに尽きてくるのかなと、その後初めて法律的な考え方というのをぜひ活かしていただければと思います。最後に、今日僕がお話ししたケースはワーストケースばかり話しています。スポーツ活動中の1~2%くらいのことだと思います。残りの98~99%は何もトラブルなく動いているのが現実なんです。ただ、この1~2%だって皆さんに降りかかる可能性は当然出てくる訳です。当然僕が今日お話ししたことは皆さんたちをビビらせてスポーツ指導やらない方がいいですよと言うつもりは毛頭ありません。僕がこういうお話しをさせていただいて1番指導者として良くないのは知らなかったということなんです。こういうことを知っているか知らないかでやはり現場でちょっとでも気づいていただく。ちょっとでも石を拾う。ちょっとでもサッカーゴールの下に杭を打ってもらう。これだけで事故ってかなり減ると思います。ですから、全部のことをいきなりやれというのも無理な話ですからできることから構いませんから、この知っていることを前提に知識を積極的なスポーツ活動に活かしてもらえればと思います。僕からのお話しは以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

### < 質疑応答 >

中島 (バドミントン専門部) : 大会等を開催し運営している中で運営側としては貴重品の管理を訴え、紛失や盗難に関して責任を負いかねる旨の一文を載せた大会規定を毎回配ってはいるのですが、実際に紛失や盗難が起こった場合に、そういうことに関する責任はどのようになっているのでしょうか。

谷塚 : 貴重品云々ということに関してはたいていの場合責任を負いかねますということで、それで対応するしかないと思うんですよ。お金を盗まれたからと言ってこちらで賠償するかというと、それはある意味運営側の責任ではないので、そういうことを前提に参加していただくということは基本だと思います。ただ実際に物やお金が盗まれた場合に、訴えを起こすことは誰にでもできますのでもし仮に盗まれた側の人間がこれは大会運営側の管理が悪いということで訴えてきた時に、要は大会やイベントを企画する側としていかにその参加者の人たちに「貴重品は自分で管理をしてください」「貴重品は持ってこないでください」「私たちはこういうことなので責任は負いかねますよ」ということがしっかりと周知徹底されていたかどうかということがポイントになってくるはずですよ。裁判官が盗まれたのは1人で残りの3000人の方は皆それを知っていて、だからこそ残りの人たちは自分たちで持っていたじゃないですか。それを大会側がしっかりと指導して告知していたのだからこれはあなたの自己責任でしょというように言われる可能性はあると思います。逆に自分で管理してくださいとか持ってこないでくださいとあまり言っていないと、軽はずみに貴

重品は私たちが預かりますよというようなことをやってしまうと、運営側に責任はありますよって言われてしまう可能性はあると思います。そこは先ほど言った安全配慮義務で私たちはやれるべきことをちゃんと周知徹底してちゃんと指導していったというところがどれだけ裁判の現場で証明できるかというところがポイントになってくるかだと思います。とは言え、今の世の中貴重品は自己管理というのが一般通例上のことになっているので、運営側にあまりにも過失がない限りはそんなに問われることでもないのかなと僕の考えでは思います。要はその辺を周知徹底して管理していたかということが最終的には責任を問われるところになるのかなという感じですね。

中島 (バドミントン専門部) : 大会会場として学校をお借りしたり、公営のところを借りたりしているのですが、万が一大会に参加している者が施設のものを壊してしまった場合、それは自己責任としていいのでしょうか。大会運営側としても責任を負わなければいけないのでしょうか。

谷塚 : 大会の中のことで起きた器物破損であれば、大会主催者側の責任というのも少しは出てくるかだと思います。ただ、全く大会と関係のない第三者が急に乗り込んできて壊したという場合は責任を問われないかと思います。でも、そのようなことはあまりなく、どちらかという大会参加ということに関して練習をしている試合をしている中での器物破損が多いと思います。その場合は、ケースバイケースにはなってしまうと思うのですが、いわゆるサッカーなり野球なりの中で起きた場合には、大会運営側の責任を問われることもあると思いますので、できるのであれば保険で器物破損についてもカバーしておくということが1つの方法でしょう。逆に始めに個人で壊したものに関しては個人で責任を負ってくださいねと言っていたとして、壊した者が自分で直さなければいけないと思ってくれば良い話ですから、正直言って一概にこうですという答えがないのが現状なんですけど、やっぱりこちら側はその時に指導していたか徹底していたかということが問われてくるポイントになるのかと思います。

柏木 (弓道専門部) : 学校内あるいは校外施設での自主練習中の事故に関しての責任はどのようなになっているのでしょうか。

谷塚 : 自主練習に関しては先生が100%いなければいけないという訳ではないという判例もいくつか出ています。当然現状を考えると毎日ずっといるということもできないと思いますので例えば自主練習をやらせる場合に注意していただきたいのは、指導者がいなくて子どもたちだけでやらせていても、この子たちであれば事故や怪我が起こらない練習までしかやっちゃだめだよというのを平日頃皆さんが周知徹底していたかということです。サッカーの練習でランニングとかインサイドキックとかくら

いだったらいいよ。でも、先生がいないうちは絶対対人プレーしちゃだめだよとか。試合はやっちゃだめだよということを指導しているかどうかで事故が起きた場合に問われる訳ですよ。要は、先生がいない事故であってもAという先生は平日頃から口酸っぱく言っていた。どんな人に聞いたってやっていたということが分ければもしかしたら自己責任で済まされる可能性は出てくると思います。課外活動であっても、部活動の一活動である場合は、指導者の責任が問われるかと思いますが、全く関係のない単純に学校から帰った後に子どもたちだけが集まってやると言った時はただちにその責任が先生云々ということではないと思います。基本的に学校を出た後の責任は親なんですよ。親の責任なんです。ですから、その学校から帰った後の活動で起きた事故や怪我がどれだけ学校や先生の支配下に入っているかがポイントになります。例えば先生が学校帰った後に練習しておけと言った場合にはいくら学校から帰った後でも責任を取れと言われる場合もあるかと思いますが、その辺はしっかりと学校の中と学校外で分けることはできると思います。基本的には学校外の責任は本人だったり親にあるかだと思います。

<謝辞> 澤海富保（東京都高等学校体育連盟副会長）

本日は我々指導者に安全配慮義務を持ち続けることが非常に大事であること、そしてその事例に関して多くの判例等を提示していただき、多くの示唆をいただいたと思っております。どうか今日の内容を皆さんの今後の指導に活かしていただければと思っております。本日はどうもありがとうございました。